

高知県教育委員会 会議録

令和5年3月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年3月16日(木) 13:30

閉会 令和5年3月16日(木) 15:10

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	町田 美紀
欠席者	教育委員	森下 安子
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	小中学校課長	今城 純子(付議第3号を除く)
〃	高等学校課長	並村 一(付議第3号を除く)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦(付議第3号を除く)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也(会議録作成)※付議第3号を除く
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	竹田 佳宏(会議録作成)※付議第3号のみ
〃	教育政策課主幹	廣内 直也(会議録作成)※付議第3号のみ
〃	教育政策課主査	前田つぼ美(会議録作成)※付議第3号を除く

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	3月臨時委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第2号及び第3号は、人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第2号及び第3号を非公開の取扱いとする。

○教育政策課長 説明

○質疑

永野委員	この背景等はよく理解できたが、令和の日本型学校教育というコンセプトについてはどう理解したらいいのか。
事務局	中央教育審議会の答申において、これまでの日本型学校教育は、いわゆる全人教育として、授業実践以外にも様々な生徒指導等を通じて、一定の成果を果たしており、諸外国からも評価されているとしている。他方、正解主義にかなりとらわれ過ぎているだとか、子どもたちが周りに同調しなければいけないといったようなことが、課題として指摘されている。この同調圧力については、まさに今般のコロナによってある種明確化され、見える形になっており、具体的にはコロナで学校が一斉休校となった際に、どの国でも学校は休校していたが、日本は特に、学校が指示しないと子どもたちが一体何をしたらいいか分からなくなった。学校が一定のことを教えてその通りにやることは子どもたちはできるかもしれないが、いざその正解がない状態で置かれた際に、子どもたちが何をしたらいいか分からなくなったり、参考とするような対象が周りにいなくなった途端に子どもたちが何もやれなくなってしまったりしたことが日本型学校教育の課題として指摘されている。そこで、今般の令和の日本型学校教育で目指すところとして示されたものが、個別最適、協働的な学びで、まさに一人一人の子どもたちに応じて、かつ協働的な学びを図っていくというものをコンセプトとして新たに位置づける必要があるのではないかということが、令和の日本型学校教育として答申において示されている。その令和の日本型学校教育を図っていく上で、様々な取組を図っていく必要がある中、教師はどうあるべきかを示したものが今回の内容になる。
永野委員	流れは分かった。いわゆる全人教育をこれまで積み上げてきたけれども、それに付随する部分として、今言われたような同調などといった言葉に代表されるような日本的な教育を脱却していくことを目的に、個別最適や協働的な学びなどに価値を見出していくというベースの中で、こういった指標ができてくる。
事務局	そうである。
永野委員	今自分自身が苦労しているが、私が勤めている学校では入学式までまだマスクを外せない。これはまさしく同調を求めている。どういうふうに、それぞれの良さを子どもたち自身に伝えていくか、子どもたち自身が開発をするかというところの仕掛けがまだできてない。そういった意味での背景の中から、先生たちが変わっていくというための指標だと思う。
事務局	おっしゃるとおりである。

町田委員	この指標は、こういった場面でどう活用していくために作られているのか。
事務局	このような力を身につけてもらう必要があるということで、学校の各先生方に、この育成指標自体をしっかりとお示しすることがまず一義的に実施することである。加えて、県教委としても、毎年の研修において、この育成指標を踏まえながら、新たな企画や運営を各段階に応じて行っていく。さらに、次年度からは校長先生や管理職が、学校の先生方に対して研修の受講奨励をするといったことが、今般の改正された法律と合わせて示されている。そういった際に、この育成指標に記載してあるこの資質能力を身につけてもらいたいから紐付けられているこの研修を受けたらどうか、といったような形で、県の研修計画と照らし合わせながら、この指標を活用することが、一例ではあるが考えられる。
教育長	先生方に知っていただくことが一番難しいところなので、しっかりやらなければいけない。
平田委員	一番のポイントとして、どういう活用をされているかを聞きたかった。今回改訂ということだが、これはできて何年ぐらいになるのか。
事務局	平成 29 年に法律が改正され、育成指標自体を作らなければいけないといったことが示されて以降、本県では作っている。
永野委員	それ以前も教育センターが教員の成長段階に応じた指標を作っており、そのベースを元にこれがある。
事務局	法律で位置付けられた指標として策定したのは平成 29 年からで、おっしゃるような前身のものはその前からある。
平田委員	全国で作られている中、「高知県教員育成指標」と銘打っているが、高知県の特徴的な育成指標はどこなのか。
事務局	高知県として特化したというのはなかなか難しいところがある。先ほど申し上げたように、一定国において示されている指針がベースとなるので、どの県と比べても代表的な内容は同じようになる状況はある。他方、本県がもともと持っていた特徴として、教諭の育成指標と校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の指標をそれぞれ別々に策定している。県によっては、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭を逐一定めず、管理職という形でひとまとめにして策定しているような県もあり、そういった違いがあるというところは承知している。ただ、他県の育成指標との子細な比較というものはしてきていない。

平田委員	16 ページの「校長」の⑦を削除している。教育委員会として学校に対して学校経営構想を求めていると思うが、その辺りの整合性をどのように整理して削除したのか。
事務局	もともと、⑥が学校経営ビジョンを作るという指標で、⑦は作った学校経営ビジョンを実行していくといった資質能力の記載になっていた。学校経営ビジョンを作ることと、それを踏まえて学校組織をきちんと経営していくということは、ある種一体のものだろうという整理をして、加えて育成協議会等においてもご意見をいただいたこともあり、⑥の中に、学校経営ビジョンを策定し、かつそれを実行することを併せて記載をしたような形になっている。⑦を消したというよりは、⑦の要素を⑥に入れたという改正である。
平田委員	重複しているということか。
事務局	そうである。
平田委員	学校経営構想をやめるという要素ではないということか。
事務局	全くない。むしろ策定と実現を一体化するような形にさせていただいた。
平田委員	13 ページにおいて、新規採用期や若年前期などを分けている。教育センターの研修会はこの項目に沿って実施しているという、大綱的な役割を果たしているということか。
事務局	センターが実施する研修一覧において、それぞれの研修ごとに、該当する○で示す番号が表示されている。研修計画を立てるときに、網羅的にどの研修を受講させるかを決めておいて、実際にそれを実行するようなやり方をしている。
平田委員	13 ページでは、それぞれの文章の最後のほとんどが「ことができる」となっている。できない人はどんなことをしているのか。
事務局	それぞれの期間が終了するまでの姿であるという捉え方だと思っている。この期間の途中段階では、できる人もできない人も混在している状況があると思うが、その期間が終了するときには、全職員が身につけることを目的として研修を実施する。
平田委員	最終的には、本人にこの内容をよく理解させて、できるようにさせるということであるが、そこは学校の管理職と連携しないとうまくいかないと思う。中身については、きめ細かくアドバイスができるような内容になっ

教育長	ており、今回の改訂でも、すごく苦労があったと思う。せっかくいい内容なので、本県の教員育成にうまく活用できる方法をご検討いただいて、これに沿った人材育成をして、指導力も含めて、資質を高めてもらいたい。ぜひ有効活用をお願いしたい。
教育長	しっかり周知と活用をお願いします。
教育長 各委員	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
教育長	全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 教職員の人事議案 (小中学校課・高等学校課・特別支援教育課)】

○小中学校課長・高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 事務局職員の人事議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第3号

原案どおり議決